**物品購入等指名競争入札心得**

平成17年8月9日制定

 平成21年3月30日改正

平成21年5月8日改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成21年8月21日改正

　平成23年5月25日改正

１　　指名競争入札について

　(1)　　入札は、宮古市の通知した事項(日時、場所、購入品仕様等)により行い、即時開札する。

　(2)　　入札書(様式第1号）によるものとする。

　(3)　　一度入札した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することができない。

２　　代理人の入札

　(1)　　代理人が入札する場合は、委任状(様式第2号）を提出しなければならない。

　(2)　　入札書には、代理者名で必要な事項を記載し、記名、押印のうえ入札するものとする。

　(3)　　代理人が委任状を持参しないとき、又は持参した委任状に不備があるときは、失格となり当該入札に参加することができない。

　(4)　　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４第2項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

３　　無効となる入札

　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

　(1)　　指定様式でない入札書による入札

　(2)　　同一事項に対し、二以上の入札をしたとき

　(3)　　入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき

　(4)　　入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき

　(5)　　入札に関し、談合等の不正行為が行われたと認められる入札

　(6)　　記名又は押印の無い入札

　(7)　　記載事項が不明瞭で確認できない入札

　(8) 　記載事項に誤り、漏れがある入札

　(9)　　金額を訂正した入札

(10)　　錯誤による入札であると契約担当者が認めた入札

　(11)　　無資格者による入札

　(12)　郵便による入札

　(13)　契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

　(14)　その他入札に関する条件に違反した入札

４　　開札

　　　通知した入札場所において、入札後直ちに全ての入札書を開札し、落札者を公表する。

５　　再度入札

　　　開札の結果、予定価格に達するものがいない場合は、再度の入札をすることができる。

　　　ただし、4回の再度入札をしても、予定価格に達しないときは、最低価格の入札者と話し合いのうえ、随意契約を締結することができる。

６　　落札者の決定

　(1)　　予定価格の範囲内の最低価格で入札した者を落札者とする。

　(2)　　同一の最低価格の入札が複数あるときは、最低価格の入札をした者全てによるくじ引きで落札者を決定する。

７　　入札保証金

宮古市財務規則第117条第2号により免除とする。

８　　契約保証金

　　　契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とし、契約履行後に還付する。

　　　ただし、保険会社との間に宮古市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、申請により免除することができる。

９　　納期の遅延

　　　契約期限内に履行されない場合は、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の１の割合で計算した違約金を徴することがある。

１０　入札の辞退

　　　入札の指名を受けたものは、入札の執行の完了に至るまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札辞退の申し出の方法は次に掲げるとおりとし、入札辞退を理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではないこと。

　(1)　　入札執行前にあっては、入札辞退届(様式第3号）を契約担当者に直接持参又は郵送(入札前に到着するものに限る。)すること。

　(2)　　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。

　(3)　　指名を受けた者は、正当な理由が無く辞退届けを提出せずに入札に参加しない場合は、指名停止の措置が取られる。

１１　指名停止措置

　　入札において談合その他の不正行為等をした者には、市営建設工事に係る指名停止措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置に準じた措置を講ずることがある。

１２　違約金

　　　落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の５を違約金として徴収できるものとする。

１３　契約の成立要件

　　　契約は、落札者と決定された者と締結するが、請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合（市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。）

(2)　措置基準に基づく指名停止措置を受けた場合